

令和5年高島市教育委員会
第8回定例会議事日程

日 時 令和5年8月22日(火)
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和5年第7回定例会会議録の承認
3. 令和5年第4回臨時会会議録の承認
4. 会議録署名委員の指名

委員

委員

5. 議事

日程第1 議第45号 令和4年度高島市一般会計歳入歳出決算の認定議案に関する市長への意見について 当日資料

日程第2 議第46号 令和5年度高島市一般会計補正予算(第6号)案に関する市長への意見について 当日資料

日程第3 議第47号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市教育委員会事務局職員の分限処分について) 当日資料

日程第4 議第48号 高島市部活動の地域移行検討協議会設置要綱案

6. 報告

報告第12号 令和6年度予算にかかる滋賀県への要望書の提出について

7. 今後の日程

- ・令和5年教育委員会第9回定例会

日時：令和5年9月26日（火）午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

- ・令和5年教育委員会第10回定例会（案）

日時：令和5年10月25日（水）午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

議第48号

高島市部活動の地域移行検討協議会設置要綱案

上記の議案を提出する。

令和5年8月22日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市部活動の地域移行検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 高島市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動環境の構築と中学校における教職員の働き方改革の実現を図ることを目的とし、中学校における部活動（以下「部活動」という。）の段階的な地域移行に向けた課題等を総合的に検討するため、高島市部活動の地域移行検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 検討協議会は、部活動の段階的な地域移行に関して次に掲げる事項を検討する。

- (1) 部活動の段階的な地域移行に必要な調査に関すること
- (2) 地域クラブ活動の運営等に関すること
- (3) その他、部活動の段階的な地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討協議会は、20名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者または関係団体等から推薦された者のうちから教育長が委嘱または任命する。

- (1) 高島市スポーツ協会
- (2) 高島市スポーツ少年団
- (3) 高島市総合型地域スポーツクラブ
- (4) 高島市文化協会
- (5) 高島市PTA連絡協議会
- (6) 高島市中学校長会

- (7) 高島市中学校体育連盟支部長
 - (8) 高島市教育委員会事務局職員
 - (9) その他教育長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。
- (守秘義務等)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 検討協議会に著しく支障をきたす言動を行うこと
 - (2) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
 - (3) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (委員の解任)

第6条 教育長は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 前条の規定に反したとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、委員として必要な適格性を欠くに至ったと認められるとき
- (会長および副会長)

第7条 検討協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第8条 検討協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、またはこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局および庶務)

第9条 検討協議会の事務局は、高島市教育委員会事務局教育指導部学校教育課内に置き、必要な庶務を処理する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

報告第12号

令和6年度予算にかかる滋賀県への要望書の提出について

令和6年度の滋賀県予算編成に先立ち、別紙のとおり滋賀県へ要望書を提出し、教育予算の措置等に向けた要望活動を行ったので報告する。

令和5年8月22日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之



高島市は令和 6 年度に市制
施行から 20 年を迎えます

令和 6 年度滋賀県予算編成に向けての

施策・予算要望

令和 5 年(2023 年) 8 月

高 島 市

〈教育委員会関係抜粋〉

高島市政の推進につきまして、平素よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、わが国は世界で類を見ない急速なペースで人口減少が進行し、これに起因する地域活力の維持は、全国の自治体の共通の課題となっています。

本市では、「未来に責任を持つ市政」を基本とし、徹底した行財政改革を進めるとともに、今後の人口減少や少子高齢化の一層の進展を踏まえた対応や地域経済の活性化など、将来にわたり持続可能な地域づくりを行っていくべく、「第2次高島市総合計画」や「高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づき、中長期的な展望に立った施策に取り組んでおります。

そうした中、現下の景気動向は、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰などにより、依然として先の見通せない状況が続いています。

このような状況において、市民が安心して暮らせるための施策をより強力に進めるためには、県当局のご協力が不可欠でありますことから、喫緊する課題等に対するご支援を「令和6年度滋賀県予算編成に向けての施策・予算要望」として取りまとめましたので、今後の県施策の決定や予算編成にあたりまして、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年8月8日

滋賀県知事 三日月 大造 様

高島市長 福井 正明

5. 医療的ケア児者への支援制度の充実について

所 管	健康医療福祉部 障害福祉課、教育委員会事務局 特別支援教育課
県基本構想・ 実施計画の 位置づけ	1 人 自分らしい未来を描ける生き方 [政策2] 子どもを真ん中においた社会づくり 施策の展開 困難な状況にある子ども・若者を支える

【要望の理由・経緯】

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児やその家族が住んでいる場所にかかわらず、適切な支援が受けられるよう、国や自治体は必要な対策を講じなければなりません。

滋賀県においては、令和4年度に重度障害者地域包括支援事業の見直しをされ、既存施設における新たな医療的ケア児者の受入れを行う場合には設備整備と備品購入が補助対象となりましたが、新規に施設を設置する場合の施設整備は補助対象外となっています。また、医療的ケアの必要な重度心身障がい児者の入浴支援や送迎についても、医療型短期入所事業所には加算がありません。こうした導入コストや運営経費の負担が事業の安定的な継続を妨げる要因となっています。

医療的ケア児が、放課後や長期休暇中に入浴や日中の居場所として利用できる「医療型短期入所施設」は県内5か所のうち4か所が南部に偏在しており、また、市内に開設された1施設については事業規模が小さいため、安定した経営が難しく宿泊体制が整わない状況です。北部地域においても医療的ケア児者が身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、事業所への運営体制の支援が急務となっています。

また、医療的ケア児の通学にかかる送迎事業についても、今年度、利用回数を10回から12回に増やしていただきましたが、就労を希望する保護者は就労時間の制限を余儀なくされている状況で十分とはいえません。また、利用区間が学校から自宅に限定されていることや、対象者が県立学校に通学する児童生徒であることから、すべての医療的ケア児とその保護者の介護負担軽減につながっていない状況にあります。

こうしたことから、今後、すべての医療的ケア児者とその家族の地域生活支援の向上と充実に向けて、下記のとおり要望します。

【具体的な要望内容】

(1) 医療的ケア児等の受入れ事業所への支援制度等の充実について

医療型短期入所事業所が安定した経営ができるよう、既存の「重症心身障害者送迎加算事業」、「重症心身障害者入浴サービス加算事業」および「重症心身障害児者入浴支援体制加算事業」の対象事業所を拡充するなど、事業所運営にかかる支援制度を見直していただきたい。

(2) 通学にかかる送迎事業の充実について

医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者が就労機会を確保できるよう、利用回数の制限なく通学できる支援体制を早期に構築していただきたい。また、医療的ケア児は複数のサービスを利用することが多いことから、発着場所については学校と自宅の間に制限をせ

ず拡充していただきたい。さらに、市立学校に通う医療的ケア児も支援対象としていただきたい。

(3) 医療的ケア児支援センターから市町へのサポート体制の充実について

令和5年度から「医療的ケア児支援センター」が開設されたが、保護者や関係者にその役割が理解されていないことから十分に周知し、利用促進につなげていただきたい。また、センターから遠隔地である当市に立地上の不利益が生じないように、巡回相談を行っていただくなどの細やかな連携や相談支援、地域の実情にあったご助言をいただきたい。

【本市の取り組み状況】

障害福祉サービスの資源と機能を充実させるべく、新たに開所された医療型短期入所事業所の施設整備に対して市独自の助成を行いました。

また、通学支援事業については、県立学校に通学する児童生徒と同様に、医療的ケア児の就学機会の確保と保護者の負担軽減のため、県事業の対象とならない市立学校に通う医療的ケア児であっても、全額市費で同様の支援を行うこととしており、令和4年度は、看護師にかかる経費について「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金（医療的ケアのための看護師配置事業）として補助対象としました。

【見込める効果、今後の展開】

医療的ケア児者の日常生活を社会全体で支え、教育を受ける機会、地域で安心して過ごせる場所を安定して確保ができるとともに、保護者やその家族にとって大幅な負担軽減と就労の機会づくりにつながります。

また、医療型短期入所事業所への財政的支援がなされることで、今後事業所の新規開設や経営安定につながり、医療的ケア児者が県内のどこの地域に住んでいても等しく適切な支援が受けられる体制整備が図れます。

【市要望担当部局】

健康福祉部障がい福祉課(0740-25-8516)

教育委員会事務局

教育指導部学校教育課(0740-25-8562)

14. 学校のICT環境整備について

所 管	教育委員会事務局 幼小中教育課
県基本構想・実施計画の位置づけ	1 人 自分らしい未来を描ける生き方 [政策(3)] 生きる力・確かな学力の向上と笑顔あふれる学校づくり 施策の展開 夢と生きる力を育む教育、学びの基盤を支える、 笑顔あふれる学校づくりの推進

【要望の理由・経緯】

本市の小中学校におけるICT環境の整備状況につきましては、GIGAスクール構想に基づき、高速大容量通信環境や児童生徒1人1台端末を整備し、併せて教職員の業務の効率化や負担の軽減を図ることを目的として、校務支援等のシステムサーバやネットワークの構築を令和元年度から令和2年度までに完了したところです。

文部科学省策定の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（平成30年度～令和4年度）」が令和6年度まで2年間延長され、今後、次期整備計画の策定について検討するとされております。また、今後の1人1台端末の更新にかかる費用負担のあり方についても、利活用を強力に推進するとともに、地方自治体や関係者の意見等を聴きながら検討していくとされています。

しかしながら、本市がすでに整備した上記の教育用ICT機器やシステム等が今後契約満了を迎えることから、更新計画の策定を検討しておりますが、文部科学省からの更新費用（リプレースコスト）に対する財政措置の見解が示されていないので、維持管理費用（ランニングコスト）と合わせて、市の財政負担のさらなる増加を危惧しております。

また、教育用ICT機器に対するサポートについては、機器の保有台数が多く、不具合等に対しても迅速かつ効率的に対応する必要があり、学習活動に必要なアプリケーションの設定や新年度への移行に伴うユーザ情報の変更等の更新作業の実施、日常のメンテナンス作業等に対応するため、ICT支援員1人を教育委員会に配置しているところですが、市が独自に配置するICT支援員に対しては、国の財政措置がない状況となっています。

さらに、滋賀県基本構想実施計画では、「ICT機器等を用いて情報を活用する能力などを備えた、グローバル化や情報化が進む社会で活躍できる人を育てる。」とされており、ICT機器の効果的な活用を推進するためには、ICT環境を整備するとともに、教職員のスキルアップが求められており、ICT支援員の確保・配置および教職員への研修の実施が不可欠です。こうしたことから、次のとおり要望します。

【具体的な要望内容】

（1）【新】リプレースコストに係る支援について

GIGAスクール構想に基づき整備した1人1台端末や校務支援システムなどの教育用ICT機器やシステム等のリプレースコストについても国庫補助の対象とするなど、財政措置が拡充・継続されるよう国への働きかけを要望します。

（2）ランニングコストに係る支援について

授業を行うために必要なソフトウェアの導入費用や保守管理・修繕費用、端末・無線LAN機器等のリース料、通信にかかる費用など、機器を適切に維持管理・運用していくた

めのランニングコストについても国庫補助の対象とするなど、財政措置が拡充・継続されるよう国への働きかけを要望します。

(3) ICT支援員配置に係る支援について

保有台数の多い教育用ICT機器の不具合等に対しては、状況に応じて迅速かつ効率的にサポートする必要があることから、市において独自にICT支援員を配置していますが、こうした費用についても、財政措置が講じられるよう国への働きかけを要望します。

(4) 研修に係る支援について

教職員のスキルに応じた研修の充実や、研修講師の派遣を要望します。

【現状と課題】

現在利用している教育用ICT機器や校務支援システム等が令和6年度末に契約期間の満了を迎えることから、これらの更新を令和6年度中に行う必要がありますが、リプレースコストが多額となり、市の財政負担がさらに増大することになります。

また、本市では、ICT支援員1人を教育委員会に配置して、1人1台端末の維持管理、アプリの更新等の業務を担っていますが、不具合等への対応件数は非常に多く、迅速できめ細かな対応を効率的に行うため、加えて、今後の教育用ICT機器等の更新作業や学校現場での新旧機器の入れ替え作業を円滑に行うためにも、本市の仕様で整備したICT機器や学習アプリに精通したICT支援員の増員が必要であると考えます。

こうしたなか、国においては、県レベルでサポートセンターを設置する動きとなっており、市が独自に配置するICT支援員に対しては、国の財政措置がない状況となっています。

さらに、教職員の研修につきましては、令和3年度から令和4年度にかけて、市教育委員会の主催で各種アプリの操作研修や実践交流等の研修をそれぞれ9回、19回と実施し、市内教職員延べ376名、390名の参加がそれぞれありました。一定、教職員のICT活用のスキルは高まってきたものの、個人差が大きいという課題が表出し、教職員のスキルに応じた研修の充実や、レベルに応じた研修講師の確保が必要です。

【見込める効果、今後の展開】

国庫補助を受けて、最新のOSと学習用ソフトウェアをインストールしたICT機器を更新整備することにより、情報セキュリティ対策が強化された高速通信ネットワーク環境の中で、児童生徒一人ひとりが快適に学習を進めることが可能になります。

また、ICT機器を適切に維持管理・運用していくための国庫補助によるICT支援員の配置により、教育現場におけるICT環境を充実させることができます。

さらに、県教育委員会による教職員のスキルに応じた研修の実施や、研修講師の派遣により、教職員のICT活用のスキルや授業力の向上が見込まれ、児童生徒の個別最適な学びや協働的な学びの一層の推進が期待できます。

【市要望担当部局】

教育委員会事務局
教育指導部学校教育課 (0740-25-8562)
教育指導部学事施設課 (0740-25-8563)

15. いじめ・不登校防止のためのスクールソーシャルワーカーの増員について

所 管	教育委員会事務局 幼小中教育課
県基本構想・実施計画の位置づけ	1 人 自分らしい未来を描ける生き方 [政策2] 子どもを真ん中においた社会づくり 施策の展開 困難な状況にある子ども・若者を支える

【要望の理由・経緯】

市内の小中学校における令和3年度のいじめ認知件数は、昨年度と同数の112件でした。

過去には、重大な事態に至った事案や保護者間の対立に発展した事例もあることから、学校では積極的認知や迅速かつ丁寧な対応に努めているところです。また、小中学校の不登校生の発生率（100人あたりの不登校生の人数）は平成25年度の小学校0.59人、中学校2.75人から増加し続け、令和3年度は小学校で1.43人、中学校で4.87人となり、中学校においては全国平均（5.26人）より低いですが、県平均（4.66人）を上回っており、小学校においては県平均（1.33人）や全国平均（1.32人）を上回る状況にあります。

いじめ・不登校等は、本市における喫緊の課題であり、その解決にむけ、本人を取り巻く環境の調整・改善に取り組むことが必要不可欠です。そのため、スクールソーシャルワーカーには、児童生徒への福祉的な面からの支援や、児童生徒を取り巻く環境の調整を図るとともに、教員のアセスメント力と環境調整能力を向上させることが期待されています。

現在本市には、1人のスクールソーシャルワーカーが配置されており、昨年度は、市内16小中学校の児童生徒や保護者が支援を受け、約半数のケースで解決または改善が見られました。今後、さらに多くの学校において、児童生徒や保護者への対応、教師へのコンサルテーション等を充実させるために、令和元年度までにスクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置するという国の目標どおり、スクールソーシャルワーカーの増員を、次のとおり要望します。

【具体的な要望内容】

スクールソーシャルワーカーの増員について

スクールソーシャルワーカーを2人増員し、3人の配置をお願いします。



小学生対象の講演



中学生対象の講演



児童と保護者対象の講演

【現状と課題】

今年度、本市には新旭南小学校に1人のスクールソーシャルワーカーが、年間756時間を上限に配置されており、その勤務形態は1日あたり最長7時間で1週間に2～3日の勤務となっています。

配置時間内のスクールソーシャルワーカーの役割として、配置校だけでなく、市内小中学校を対象として、いじめや不登校など、支援を要する児童生徒に継続的にかかわり、個別ケース会議に参加するとともに、児童生徒や保護者との面談およびアセスメント等を行っています。しかし、教員対象の研修の講師や各校のいじめ対策委員会、教育相談部会等へも出席しており、現在の配置状況では、市内すべての学校が要望する時間や回数を確保できない状況となっています。

【本市の取り組み状況】

いじめや不登校をはじめとする、生徒指導上の課題への対応については、当該児童生徒を取り巻く環境に起因していることが少なくありません。本市では、必要に応じて、学校や福祉部局、地域の関係機関が連携し、全体がチームとして1つ1つのケースにかかわっています。これまでから、県に対し、毎年増員の要望をしていますが、それが叶わないことから、令和3年度より、1人のスクールソーシャルワーカーを市費で配置したところです。

また、学校では、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒のアセスメントや、教員へのコンサルテーションの中で、対応の仕方や支援のあり方等を学ぶ機会をもっています。

(スクールソーシャルワーカーの主たる役割)

- ・課題のある児童生徒を取り巻く環境への働きかけ
- ・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供
- ・教職員等への研修活動

【見込める効果、今後の展開】

県から派遣していただくスクールソーシャルワーカーを2人増員し、3人としていただくことで、1人が2中学校区を担当することができます。その結果、それぞれの学校が抱える課題や児童生徒の個別の課題解決に向けて、より深く継続的に取り組むことができ、不登校児童生徒の支援だけでなく、様々な生徒指導上の諸課題に対する予防的な取り組みも可能になります。

【市要望担当部局】

教育委員会事務局

教育指導部学校教育課 (0740-25-8562)

16. 小規模校への加配教員の配置について

所 管	教育委員会事務局 幼小中教育課
県基本構想・ 実施計画の 位置づけ	1 人 自分らしい未来を描ける生き方 〔政策(3)〕 生きる力・確かな学力の向上と笑顔あふれる学校づくり 施策の展開 夢と生きる力を育む教育、学びの基盤を支える、 笑顔あふれる学校づくりの推進

【要望の理由・経緯】

本市にとって、人口減少は大きな課題となっており、市内小中学校においても、児童生徒数が年々減少しています。現行の滋賀県学級編制基準に基づいた場合、令和5年度の4校（マキノ東小学校、マキノ西小学校、朽木東小学校、朽木西小学校）に加え、令和6年度には新たにマキノ南小学校において、複式学級の編制が見込まれます。さらに、令和10年度以降には、本庄小学校や今津北小学校でも、複式学級を編制せざるを得ない状況となることが想定されます。

また、小規模校である市内全6中学校における免許外教科指導解消のための非常勤講師の配置についても懸念しているところです。

そこで、教育水準の維持向上を図るとともに、小規模校における学習環境を整え、児童生徒一人ひとりが学びを実感できる学校教育の実現のため、次のとおり要望します。

【具体的な要望内容】

（1）【新】複式学級編制を解消するための加配教員の配置について

複式学級における授業については、原則的には2つの学年を1学級として、1人の教員が授業を担当することになり、児童生徒一人ひとりの学びの状況に応じた指導の充実を図ることが難しくなります。特に、2年生と3年生の複式学級の場合には、2年生の生活科と3年生の社会科や理科の学習を同時に進めていかなければならず、教育課程編成上の様々な課題が生じることとなります。

このことから、児童生徒一人ひとりの学びの環境を整えるため、複式学級編制を解消することを目的とした県費負担の加配教員の配置をお願いします。

（2）【新】小規模中学校への非常勤講師の継続配置および新規配置について

市内小規模中学校の中でも、特にマキノ中学校と朽木中学校においては、県で定められた教職員定数では、自校の教員のみでは全教科の教科指導が行えない状況にあることから、今年度、県から免許外教科指導解消のための非常勤講師をマキノ中学校（技術科）、朽木中学校（美術科、技術科、家庭科、音楽科）に配置していただいているところです。

次年度以降につきましても、免許外教科指導解消のための非常勤講師の継続配置をお願いするとともに、マキノ中学校（音楽科、家庭科）、および免許外教科指導解消を図らなければならない中学校への非常勤講師の新規配置をお願いします。

【本市の取り組み状況】

マキノ西小学校と朽木東小学校の複式学級を改善するため、市費による複式改善非常勤講師（20h/週）を配置し、複式学級の改善を図っております。また、マキノ中学校における免許外教科指導を解消するための音楽科の非常勤講師の配置や、県からの非常勤講師の授業時間数の不足分については市費負担で対応していますが、県と市の勤務条件が異なることから、その対応に苦慮しているのが現状です。

【見込める効果、今後の展開】

人口減少が続いている本市においては、小規模校における教育水準の維持向上を図るための手立てを講じる必要があります。

県教育委員会からの加配教員の配置による複式学級の解消、非常勤講師の適切な配置による免許外教科指導の解消が可能となれば、小中学校における教育活動が充実し、確かな学力の向上が期待できます。

【市要望担当部局】

教育委員会事務局
教育指導部学校教育課（0740-25-8562）